

# 適用 28

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。  
(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

## 規模100人以下の事業所(令和6年10月から50人以下) 労使合意に基づき短時間労働者の適用拡大の申出をするとき又は取消の申出をするとき

### 『任意特定適用事業所 申出書/取消申出書』

この届書は、「特定適用事業所以外の事業主が従業員の同意を得て任意特定適用事業所となる申出をする場合」又は「任意特定適用事業所の事業主が従業員の同意を得て任意特定適用事業所でなくなる場合」に提出していただくものです。

#### 【手続き】

任意特定適用事業所となる申出・取消の申出ともに事業主は「任意特定適用事業所 申出書/取消申出書」に必要事項を記入し、添付書類と共に健保組合にご提出ください。

- ・ 添付書類 ー 同意対象者の同意を得たことを証する書類  
※「任意特定適用事業所 申出書/取消申出書」の裏面をご確認ください。
- ・ 該当年月日 ー 任意特定適用事業所申出書の受理日
- ・ 不該当年月日 ー 任意特定適用事業所取消申出書の受理日の翌日

#### [注意事項]

「任意特定適用事業所 申出書/取消申出書」は当組合から日本年金機構へ写しを送付しますので、別途日本年金機構への提出は不要です。但し、「短時間労働者の資格取得届・資格喪失届」については、日本年金機構と健保組合それぞれにご提出ください。

#### [その他]

詳細については「任意特定適用事業所 申出書/取消申出書」の裏面及び日本年金機構ホームページ掲載の「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大の概要」をご確認ください。